

## 地域奉仕・環境事業資金運用細則

(名称)

第1条 この資金は、地域奉仕・環境事業資金と称する。

(目的)

第2条 この資金は、区の推進する地域奉仕事業に取り組む各クラブおよび部などの活動支援を目的とする。特にFF資金は、支援を必要とする子供たちの健全育成に資する事業に活用する。

(資金)

第3条 この資金は、CS資金とFF資金に分けられ、以下の収入をもってまかなう。  
CS資金……お年玉付き年賀葉書当選切手の収益金および自由献金その他の収入  
FF資金……FF(ファミリーファスト)献金およびその他の収入

(予算)

第4条 事業主任は年度資金計画を立て、理事に予算申請し、区役員会の承認を得る。但しこの資金の年度予算は、特別資金の範囲とする。

(管理・運用)

第5条 この資金は、定款第13条第2項Aに基づき特別資金会計として区会計が収納・管理し、地域奉仕事業委員会(以下、「委員会」という)により運用される。

(運用の基準)

第6条 この資金は、次の基準により運用される。  
クラブおよび部の地域奉仕活動に資する事業  
ワイズがかかわりYMCAが地域社会奉仕活動に資する事業  
IBCとしてクラブの行う国際の地域奉仕活動に資する事業  
ワイズおよびYMCAにかかわる天災、戦乱その他の緊急救援活動に資する事業  
その他、委員会の認める地域奉仕活動に資する事業

(支援金の申請)

第7条 この資金の支援を受けようとするときは、クラブ(必要に応じ、部および日本YMCA同盟)は、資金援助申請書(様式1)に所定事項を記入の上、部主査、部長を経て事業主任に提出する。ただし、部および日本YMCA同盟にあっては直接、事業主任に提出する。

(支援金の審議)

第8条 資金援助申請書が提出されたときは、委員長は速やかに委員会を招集の上、申請内容を審議する。

(支出の決議・承認)

第9条 この資金の支出は、委員会の議決を経て、理事が承認する。

(実施報告)

第10条 この資金の支援を受けたクラブなどは、当該事業終了後速やかに実施報告書(様式2)を作成の上、部主査、部長を経て、事業主任に提出する。

(改正)

第11条 この細則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2001年4月8日 改正 2003年6月14日 改正 2004年11月14日 改正  
2001年7月1日 施行 2003年7月1日 施行 2004年11月14日 施行  
2007年4月7日 改正 2007年4月7日 施行